



武道館

利用料金

本館 利用料金

1. 基本利用料（単位：円）

区分						使用料						
						8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00	8:30～ 21:00	時間外 (1時間)	1ヶ月券
団体 利用	試合場	アマチュア スポーツ	入場料を 徴収しない 場合	半 面	学生	1,890	2,140	1,000	1,000	4,950	690	—
					一般	3,920	4,160	2,140	2,140	9,770	1,260	—
				全 面	学生	3,920	4,160	2,140	2,140	9,770	1,260	—
					一般	7,750	8,380	4,160	4,160	19,090	2,540	—
		入場料を 徴収する場合	全 面	15,260	16,540	8,380	8,380	39,450	4,950	—		
	アマチュアスポーツ以外	全 面	30,540	33,080	16,540	16,540	78,830	9,770	—			
練習場	アマチュアスポーツ			学生	740	800	420	420	1,890	230	—	
				一般	1,500	1,620	800	800	3,920	550	—	
個人 利用	試合場・ 練習場		学生		—	—	—	—	50	—	280	
			一般		—	—	—	—	200	—	—	
研修室	アマチュアスポーツ				690	690	420	420	1,780	230	—	
	アマチュアスポーツ以外				2,140	2,140	1,260	1,260	5,320	690	—	
会議室	アマチュアスポーツ				550	550	230	230	1,380	120	—	
	アマチュアスポーツ以外				1,620	1,620	800	800	4,030	550	—	
設備	拡声装置				420	420	230	230	1,130	120	—	
	試合場照明			半面	1時間につき					230円	—	
				全面	1時間につき					550円	—	
	試合場			冷房	1時間につき					2,870円	—	
				暖房	1時間につき					4,010円	—	
	柔道場・剣道場			冷房	1時間につき					420円	—	
暖房				1時間につき					370円	—		

備考

1. この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用する者が入場する者から徴収する対価をいう。
2. この表において「学生」とは、幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。
3. 使用料の算定の対象となる利用時間には、専ら利用する者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
4. 寒げい古等時間外の利用に係る使用料の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たり使用料の額に利用時間を乗じて得た額とする。
5. アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合の使用料は、時間単位で算定することができるものとし、この場合の使用料の額は、1時間当たりの時間外使用料の額に利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間とする。）を乗じて得た額とする。

分館 利用料金

1. 基本利用料（単位：円）

区分		使用料						1ヶ月券
		8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00	8:30～ 21:00	時間外 (1時間)	
団体利用	学生	740	800	420	420	1,890	230	—
	一般	1,500	1,620	800	800	3,920	550	—
個人利用	学生	—	—	—	—	50	—	280
	一般	—	—	—	—	200	—	1,070
設備	拡声装置	420	420	230	230	1,130	120	—

備考

1. この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用する者が入場する者から徴収する対価をいう。
2. この表において「学生」とは、幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。
3. 使用料の算定の対象となる利用時間には、専ら利用する者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
4. 寒げい古等時間外の利用に係る使用料の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たり使用料の額に利用時間を乗じて得た額とする。
5. アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合の使用料は、時間単位で算定することができるものとし、この場合の使用料の額は、1時間当たりの時間外使用料の額に利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間とする。）を乗じて得た額とする。

お問い合わせ先

県民体育館 TEL:088-831-1166 武道館 TEL:088-825-1271

青少年センター TEL:0887-56-0621 青少年体育館 TEL:088-891-5331

春野総合運動公園 TEL:088-841-3105

Copyright Kochi Prefecture. All Rights Reserved.